

車種等分類表

区分		適 用	
自動車類	大型車	分類番号が1及び10～19、100～199までの自動車とする。	
		分類番号が8,9、80～89、90～99、800～899、900～999、0、00～09、000～099までの特殊自動車とする。	
		特殊用途自動車とは、特殊の目的に使用され、かつ、その目的遂行に必要な構造装置を備えたもので、緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。	
	バス	分類番号が2及び20～29、200～299までのものとする。	
	小型車	乗用車	ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ、分類番号50～59までの自動車とする。（白地に青、または青地に白の小型ナンバープレートで3及び33、8及び88も含める）
			分類番号が3、30～39、300～399までの普通乗用車及び5、7、50～59、500～599まで、70～79、700～799までの小型乗用自動車とする。
小型貨物車		ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字（自家用）又は黒地に黄文字（営業用）であり、かつ、分類番号40～49までの自動車とする。（白地に青、または青地に白の小型ナンバープレートで3及び33、6及び66も含める）	
		分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699までの小型貨物自動車とする。ただし、貨客車として分類するものは除く。	
		分類番号が4、6、40～49、60～69、400～499、600～699までの小型四輪貨物自動車のうち、いわゆるライトバン、ピックアップ、バン等の型式で座席が2列以上あるものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者類</li> <li>・ 自転車類</li> <li>・ 動力付き二輪車類</li> </ul>			

(注1) 軽乗用車のうち、昭和48年10月1日以前に届出した軽乗用車には、白地に青、又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は8及び88のものがあり、これらも軽乗用車として観測する。

(注2) 軽貨物車のうち、昭和48年10月1日以前に届出した軽乗用車には、白地に青、又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は6及び66のものがあり、これらも軽貨物車として観測する。

(注3) 荷物車、故障車等をけん引していく場合は、けん引車だけを調査の対象とし、被けん引車は数えない。

(注4) 外交官用車両（外交団体、領事団体、代表部用）、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形態、使用目的に応じて車種を想定し、上記の自動車類のなかに含めて観測するものとする。

(注5) 車種分類は着色部とする。